

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年2月13日
【報告者の名称】 株式会社エフティコミュニケーションズ
【報告者の所在地】 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 03(5847)2777(代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート統括部長 山本 博之
【縦覧に供する場所】 株式会社エフティコミュニケーションズ
(東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社エフティコミュニケーションズをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社光通信をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社光通信
所在地 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式（以下「当社普通株式」という。）

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に基づき、賛同の意見を表明するとともに本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、現在、当社普通株式17,900株（所有割合（注1）にして14.71%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。また、公開買付者の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが、本日現在、当社普通株式を12,900株（所有割合にして10.60%）所有しており、同社と公開買付者が所有する当社普通株式の合計は、30,800株（所有割合にして25.31%）となり、当社を持分法適用関連会社としております。

この度、公開買付者は平成25年2月12日開催の取締役会において、公開買付者並びに公開買付者の連結子会社及び持分法適用関連会社からなる企業集団（以下、「公開買付者グループ」という。）と当社及びその連結子会社（以下、「当社グループ」という。）との資本提携・業務提携関係をより一層強固なものとするを目的として、15,600株（所有割合にして12.82%）を上限として当社普通株式を取得することを企図し、当社普通株式を対象として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持しながら緊密な協力関係に基づく健全かつ効率的な経営を展開していきたいと考えているとのことです。

本公開買付けは特定の相手先からの当社普通株式の取得を目的としたものではなく、公開買付者は、本公開買付けの結果、公開買付者グループと当社グループの資本提携・業務提携関係がより強く、緊密なものとなることを企図しており、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定していないとのことです。

一方で、公開買付者は、当社との間での資本関係の強化を企図しつつも当社普通株式の上場並びに当社の上場会社としての独立性と事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えており、また、当社の代表取締役である平崎敏之（所有する当社普通株式の数6,184株、所有割合にして5.08%）及び当社の取締役である畔柳誠（所有する当社普通株式の数16,953株、所有割合にして13.93%）が引き続き当社普通株式を保有し、当社の経営に当たっていくことが予定されていることから、公開買付者の当社に対する株式保有比率は一定の範囲にとどまっていることが望ましいと考えているとのことです。したがって、本公開買付け後において当社が公開買付者の連結の範囲に入ることがなく、かつ、本公開買付けにおいて全部買付義務が生じることがない（本公開買付け後の株券等所有割合において3分の2を超えない）範囲での当社普通株式の取得を実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を15,600株（所有割合にして12.82%）と設定しているとのことです。

本公開買付け後に、公開買付者が所有することとなる当社普通株式の数は最大で33,500株（所有割合にして27.52%）、公開買付者と株式会社ハローコミュニケーションズが所有することとなる当社普通株式の数は最大で合計46,400株（所有割合にして38.12%）であり、当社が公開買付者の連結子会社となることはありません。また、本公開買付けにより15,600株の買付け等を行った後における公開買付者及び特別関係者の所有に係る株券等所有割合は最大で63.90%（76,524個）（注2）です。

公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を128,400円としております。本公開買付価格は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下、「大証JASDAQ」といいます。）における平成25年2月8日（本公開買付けの公表日の前営業日）の当社普通株式の終値（107,000円）に20%のプレミアムを付した価格であります。

（注1）所有割合は、当社が平成25年2月12日付で提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（112,985株）に、当社が平成24年7月30日付で提出した第27期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の全ての新株予約権（平成24年4月1日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権（2,917個）及び第10回新株予約権を除きます。）の目的となる株式の数の合計数（7,876株）及び当社が平成24年8月10日付で提出した第28期第1四半期報告書に記載された平成24年5月18日発行に係る当社の第10回新株予約権（平成24年6月5日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権（200個）を除きます。）の目的である当社普通株式の数（850株）を加算した数（121,711株）に占める所有株式数の割合であります。

（注2）本公開買付けにおいては、株式会社ハローコミュニケーションズが所有する当社普通株式以外の各特別関係者の所有株券等（ただし、特別関係者である当社が所有する自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記株券等所有割合は63.90%を下回ることとなります。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（ ）公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してきたとのことです。公開買付者は、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しているとのことです。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善及び適正維持に努めてきたとのことです。

一方、当社は、昭和60年に家庭用ホームテレホンの販売を目的にファミリーテレホン株式会社として設立し、平成13年には『コミュニケーションで新たな価値を創造する』ことを理念に、現在の株式会社エフティコミュニケーションズへ商号を変更しております。

その後、当社は、平成16年にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式上場を果たしており、「中小企業支援カンパニー」としてビジネスホン、OA機器、WEB商材、ISP、光ファイバー回線サービス、携帯電話、LED照明等の情報通信機器をはじめとする様々な商材の販売及びサービスの提供をしております。

公開買付者は、当社との間で、平成18年11月20日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結し、平成18年12月26日付にて第三者割当増資により3,500株の当社普通株式を引受け、公開買付者の有する営業販売力や人材教育ノウハウと、当社の有するフランチャイズビジネス基盤や人的資源を相互に提供しあい、効果的な営業拡大と利益の増大を目指してまいりました。さらに、公開買付者は、平成20年8月29日付にて当社普通株式14,400株の第三者割当増資を引き受け、当社の業績拡大と財務体質の改善による企業価値向上に協力する等、資本及び業務面において、当社と協力的な提携関係を築いてまいりました。さらに、公開買付者の連結子会社であり固定回線関連事業を手掛けている株式会社ハローコミュニケーションズが、平成21年7月31日付にて当社普通株式12,900株の第三者割当増資を引き受け、固定回線サービスやインターネット接続サービスを中心とする取扱商材の拡大、取引条件向上による業績向上等に努め、一定の成果を残しました。

平成24年5月頃からは、互いの企業価値の更なる向上を実現するため、より緊密な資本関係の構築を実施するための協議を両社間で行ってまいりましたが、その具体的な実施措置について、考えられる種々の手段・方法のメリット・デメリット等を勘案し、検討を重ね、公開買付者としては、今般、公開買付の方法を選択したとのことです。

なお、資本関係強化策としては、第三者割当増資の実施も一つの方法ではありますが、公開買付けの方法は、第三者割当増資の方法に比して、公開買付者以外の当社の株主の皆様にとっていわゆる「希薄化」が生じないこと、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して平等に売却の機会が提供される等、当社の少数株主の皆様にとって望ましい側面があります。また、公開買付者としては、変化が激しく進化・展開のスピードの速い情報通信関連の事業において、両社の資本関係強化によりもたらされるシナジーの実現とその最大化のためには、可及的速やかに資本関係強化を実施することが何よりも肝要と考えているところ、これらの要請を満たすために適切な資本関係強化策は公開買付けの方法であると判断したことから、平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決定するに至ったとのことです。

() 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

前述のとおり、当社グループ及び公開買付者の属する情報通信業界は、顧客の多様化・高度化するニーズに対応しうる柔軟性及び機動力を有する企業のみがその成長を見込めるという厳しい競争環境にあります。当社グループも、ビジネスホン・OA機器等情報通信機器販売を主要ドメインとしつつも、LED照明等環境関連事業にも積極的に取り組み、事業ドメインを拡大する経営戦略を取ることで、情報通信業界の中で「中小企業支援カンパニー」として顧客及び株主等ステークホルダーからの一定の評価を得ることができました。

しかしながら、上記の柔軟性及び機動力を保持していくには、新商材の開発や取扱商品の多様化に加え、事業ドメインの多様化も不可欠と認識しております。

この点、公開買付者は、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、当社グループは、公開買付者から新しいノウハウの提供や人事交流を通じて当社グループの更なる成長機会を獲得することが期待でき、また、事業ドメインの多様化にも資すると考えております。

このように、当社グループを取り巻く環境を総合的に勘案すると、公開買付者との関係強化は、「既存事業におけるマーケットシェアの拡大、ストック収益の積み上げを実施し、「あるべき姿」を早期に実現する」という、当社の経営戦略とも合致するものであり、当社にとってはこれまで以上に事業に専念し、当社グループの掲げる中長期目標である「営業利益100億円」達成に集中できる環境が整うことは、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであることから、当社における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、当社と公開買付者との関係強化を通じて、当社が公開買付者とともに情報通信業界の更なるシェア拡大を目指していくことが当社にとって最善の選択であるとの認識に至りました。

当社取締役会は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の株式会社ブルーナス・コンサルティング(以下、「ブルーナス」という。)より取得した当社の株式価値算定書、早坂・早稲本法律事務所からの、本公開買付けに関する当社取締役会的意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言を踏まえた上で、本公開買付けに関する諸条件や、公開買付者の代理店網を活用したビジネスホンやLED照明販売の拡大、公開買付者との取引条件の良化、公開買付者の有する社会的信用力と取引基盤を活用した当社グループの信用力向上といった当社と公開買付者との関係強化により得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年2月12日開催の取締役会において、取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。また、上記当社取締役会にはすべての監査役が審議に参加し、審議に参加したすべての監査役が、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

本公開買付けによって、当社の株主の皆様は当社普通株式を売却する機会を得ることとなりますが、当社の株主の皆様が本公開買付けに対して応募しないことも可能です。また、公開買付者によれば、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したものではないとのことですので、現時点においては、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されることが予定されております。

なお、本公開買付価格については、下記、「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のDCF法による株式価値の範囲の下限を下回っておりますが、当社普通株式は上場会社の株式であり市場株価があることから市場株価基準法と類似会社比較法も十分に勘案する必要があること、上記のとおり当社の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する当社普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、また、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、当社取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、現在において公開買付者の連結子会社ではありませんが、公開買付者ならび公開買付者の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズは、当社普通株式30,800株(所有割合:25.31%)を所有し、当社を持分法適用関連会社としていることから、当社及び公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の1株当たりの買付価格(以下「本公開買付価格」という。)の公正性を担保するために、それぞれ以下の措置をとっております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるブルーナスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月8日付にてブルーナスから株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、ブルーナスから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

ブルーナスは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

ブルータスは、市場株価基準法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」という。）及び類似会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行っております。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法	61,840円から107,000円
DCF法	190,268円から191,931円
類似会社比較法	124,350円から153,683円

() 市場株価基準法

市場株価基準法では、算定基準日を平成25年2月8日として、大証JASDAQにおける当社普通株式の基準日終値（107,000円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（97,605円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（80,414円）及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（61,840円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を61,840円から107,000円と算定しております。

() DCF法

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を190,268円から191,931円までと算定しております。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

() 類似会社比較法

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値を124,350円から153,683円までと算定しております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社（以下、「アメリカン・アプレーザル・ジャパン」という。）から平成25年2月8日付にて株式価値算定書を取得し、その参考としているとのことです。

なお、公開買付者はアメリカン・アプレーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社普通株式に係る株式価値の算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	80,414円から107,000円
類似上場会社比較法	135,749円から156,867円
DCF法	77,653円から183,242円

() 市場株価法

平成25年2月8日を基準日として、大証JASDAQにおける当社普通株式の基準日終値（107,000円）、過去1ヶ月間（平成25年1月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値（97,605円）及び過去3ヶ月間（平成24年11月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値（80,414円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を80,414円から107,000円と算定しているとのことです。

() 類似上場会社比較法

当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの株式価値を135,749円から156,867円までと算定しているとのことです。

() DCF法

当社の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を77,653円から183,242円と算定しているとのことです。

公開買付者は、上記のアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、公開買付者グループと当社グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による当社の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社の株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案し、平成25年2月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付価格を128,400円とすることに決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり128,400円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月8日の大証JASDAQにおける当社の普通株式の終値107,000円に対して20%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアムの計算について同じ）、過去1ヶ月間（平成25年1月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値97,605円に対して31.55%、過去3ヶ月間（平成24年11月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値80,414円に対して59.68%、過去6ヶ月間（平成24年8月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値61,840円に対して107.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである早坂・早稲本法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、当社の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、ブルータスより取得した当社の株式価値算定書、早坂・早稲本法律事務所からの、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言その他の関連資料等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、当社が公開買付者の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、公開買付者の有する社会的信用力と取引基盤を活用することで、当社の信用力向上による金融機関との取引安定化といった効果を楽しむことも可能となる等、当社にとっての最善の選択であり、本公開買付けについて、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年2月12日開催の取締役会において、取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。また、上記当社取締役会にはすべての監査役が審議に参加し、審議に参加したすべての監査役が、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

本公開買付けによって、当社の株主の皆様は当社株式を売却する機会を得ることとなりますが、当社の株主の皆様が本公開買付けに対して応募しないことも可能です。また、公開買付者によれば、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではないとのことです。現時点においては、本公開買付け成立後も引き続き当社株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されることが予定されております。

なお、本公開買付価格については、前記、「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のDCF法による株式価値の範囲の下限を下回っておりますが、当社普通株式は上場会社の株式であり市場株価があることから市場株価基準法と類似会社比較法も十分に勘案する必要があること、上記のとおり当社の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する当社普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、また、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、当社取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しております。

他の買付者から買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、26営業日としているとのことです。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

また、当社と公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

該当事項はございません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は大証JASDAQに上場しております。本公開買付けにおいては、15,600株（所有割合にして12.82%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、公開買付者が所有する当社株式の数は最大で33,500株（所有割合27.52%）、公開買付者と公開買付者の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが所有することとなる当社普通株式の合計数は、最大で46,400株（所有割合にして38.12%）にとどまる予定ですので、上場は維持される見込みであります。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
平崎 敏之	代表取締役	執行役員社長	6,184	6,184
清水 直也	取締役	専務執行役員ネットワーク営業本部長兼グループ戦略室長	612	612
石田 誠	取締役	常務執行役員ソリューション営業本部長	523	523
重川 晴彦	取締役	執行役員業務受託本部長兼技術サポート事業部長	606	606
畔柳 誠	取締役	執行役員	16,953	16,953
鳴海 輝正	取締役	執行役員	647	647
小檜山 義男	常勤監査役		136	136
半田 茂	監査役			
隈部 泰正	監査役			
計			25,661	25,661

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 監査役半田茂及び隈部泰正は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
鈴木 孝之	補欠監査役			

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。